平成２３年（フ）第７７４号
兵庫県尼崎市汐町62番地、前住所兵庫県尼崎市東難波町４丁目６番10号
債務者　椋本　厚志
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８０１号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目１番20号　サニーパラディオン403号
債務者　奥永奈津美（旧姓高口）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８３６号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目１番７―502号
債務者　山下　節子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７４号
広島県呉市広中町７番12―303号
債務者　稲垣　　潤
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２２３号
佐賀県鳥栖市儀徳町2231番地８
債務者　松田　　健
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田44番地31
債務者　光武　　学
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
佐賀県鳥栖市藤木町2274番地４
債務者　中山　賢一
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９７号
佐賀市兵庫町大字若宮111番地６
債務者　大池　惠子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
佐賀市兵庫町大字若宮111番地６
債務者　大池　正志
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０６号
大分市牧上町13番18号　プレステージⅢ102
債務者　谷尻　　修
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４１５号
大分市大字畑中938番地の２　グランドパレス南大分405
債務者　亀井　真次
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４４０号
大分市明野北２丁目７番１Ａ４―40号
債務者　江藤　輝美
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１７９号
宮崎県延岡市恒富町３丁目７番地１
債務者　甲斐　又男
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１８０号
宮崎県延岡市恒富町３丁目７番地１
債務者　甲斐さえ子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第４４７号
沖縄県浦添市勢理客１丁目22番10号　303号室、住民票上の住所沖縄県宜野湾市大謝名５丁目４番23号
債務者　真志喜裕美（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４５７号
沖縄県糸満市字阿波根1562番地の７　長嶺ハイツ301号
債務者　赤嶺　　綾（旧姓金城）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４６２号
沖縄県豊見城市字我那覇387番地１大城アパート305号
債務者　津田真理子（旧姓謝花）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第７２４号
千葉県松戸市高塚新田438番地の１
債務者　小石　昭平
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部